

手稲沈砂洗浄センター給湯暖房ボイラ補修業務 仕様書

(令和5,6,7,8年度共通)

1 補修概要

給湯暖房ボイラ2基の消耗部品の交換、点検及び清掃を行う。

2 補修項目

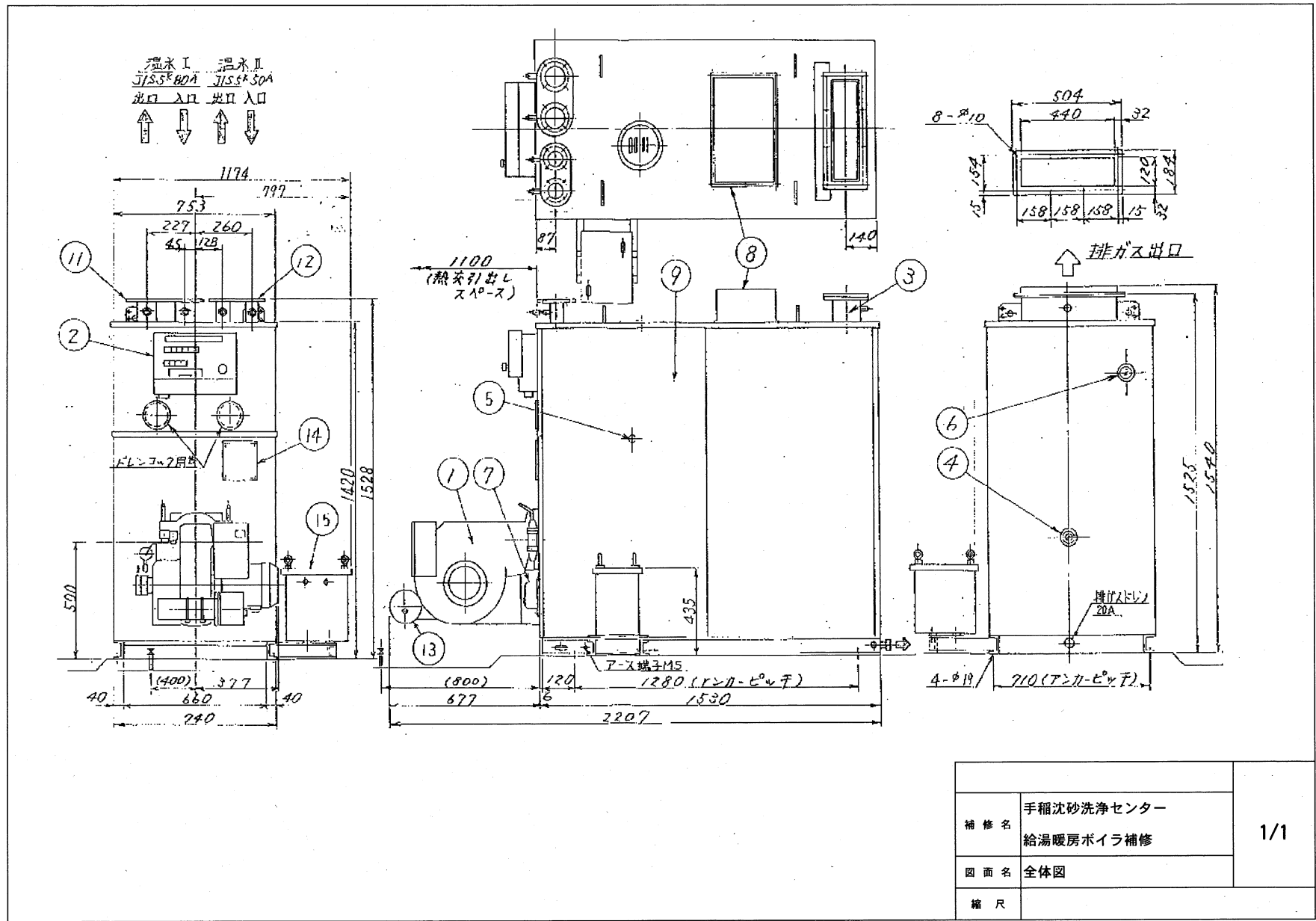
給湯暖房ボイラ 消耗部品の交換、点検及び清掃 一式

3 機器仕様

項目	仕様	
使用目的	熱交換器にて熱を発生させ、パネルヒータ等へ供給する。	
設置場所	B1Fボイラ室	
設置年月	平成3年1月	
型式	KCL-400BH	
主仕様	缶体能力	400,000Kal/h
	出力	1.5kw×400V
	燃料消費	51.8L/h(A重油)

4 交換部品一覧

名称	形質	単位	数量	摘要
バーナノズル	5.5G/h(低燃・高燃用)	個	4	
オイルポンプパッキン	Z22100-021	枚	2	



手稲沈砂洗浄センター清掃業務 仕様書

(令和5, 6, 7, 8年度共通)

1 清掃対象及び面積等

- (1) 所在地： 札幌市手稲区手稲山口 2 7 1 番地 5 手稲沈砂洗浄センター
- (2) 面積等：別紙 1 のとおり。
- (3) ごみ排出量：一般ごみ 4.2kg/月程度、資源化ごみ 3.6kg/月程度

2 日常清掃

(1) 作業内容

別紙 2-1、別紙 2-2 のとおり。

(2) 清掃回数及び作業時間帯

作業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの年末年始期間（以下「土曜日等」とする。）を除く日数とする。

ただし、委託者の指示があるとき又はやむを得ない理由があるときは、土曜日等にも作業を行うものとし、この場合、委託者と協議のうえ、他の作業日と振り替えるものとする。

作業時間帯は原則として、職員の執務時間帯とする。

なお、2週間に5回の清掃箇所は隔日を原則として月水金火木のパターンで実施する。

(3) 安全対策

受託者は、作業の実施にあたって、従業員又は第三者に対する事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

3 定期清掃 床磨き清掃

(1) 作業内容

別紙 3 のほか、以下に示すとおり。

①弾性床材

床洗浄・・・適正洗剤を用いて汚れを完全に除去する。作業後、水拭きを十分に行う。

樹脂ワックス仕上げ・・・樹脂ワックスを用いて、3回以上重ね塗布する。フリーアクセス床には、帯電防止用ワックスを使用する。

(2) 清掃回数及び作業時間帯

①清掃回数は、別紙 1 のとおりとする。時期は、委託者の指示に従うこと。

②作業時間帯は、原則として職員の執務時間内とする。

(3) 安全対策

①受託者は、作業の実施にあたって、従業員又は第三者に対する事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

②作業中は、立ち入り禁止などの表示をすること。

③電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず担当職員の立会及び指示を受けること。

4 定期清掃 窓ガラス清掃

(1) 作業内容

別紙 3 のほか、以下に示すとおり。

- ①窓ガラス清掃は、ガラス内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。
- ②窓枠の清掃は、窓枠内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。
- ③その他、上記①～②に付帯する業務

(2) 清掃回数及び作業時間帯

- ①清掃回数は、年 1 回とする。
- ②作業時間帯は、原則として職員の執務時間内とする。
- ③なお、土曜日等の執務時間外に作業を行う場合は、必ず事前に委託者の許可を受けること。

(3) 安全対策

- ①受託者は、作業の実施にあたって、従業員又は第三者に対する事故防止に十分な配慮をす
るとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。
- ②電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず担当職員の立会及び指示を受けること。

5 湯呑茶碗洗浄

(1) 作業内容

別紙 4 のとおり。

(2) 清掃回数及び作業時間帯

作業日は、土曜日等を除く日数とする。

清掃対象面積表

別紙1

施設名:手稲沈砂洗浄センター

区分	施設名	清掃箇所	対象面積 m ²	日常清掃				定期清掃 床磨き清掃							定期清掃 窓ガラス清掃 (1回/年)			
				日単位		週単位		月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーベ ット	剥離洗 浄	低所分 ガラス 片面積	低所分 枠 片面積		
				1回/日	0.5回/日	1回/週	0.5回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年				
玄関ホール	1F	玄関及び ホール	35.9		35.9							26.6					20.3	16.2
事務室	1F	事務室	39.0		39.0							37.7					17.5	14.0
	"	監視室	48.8		48.8							45.9					10.8	8.6
	"	休憩室	14.8		14.8							1.5					4.3	3.4
	"	ロッカー室	5.8		5.8							4.9					0.4	0.3
会議室	2F	会議室	39.0			39.0						36.7					17.5	14.0
	"	水質試験室	45.5			45.5						37.6					7.2	5.8
フリーアクセス フロア	2F	電気室	146.3										119.9				12.3	9.8
廊下	1F	廊下	33.9		33.9							30.5						
	2F	廊下	6.9			6.9						5.6						
便所・洗面所	1F	男子便所及び 女子便所	12.8	12.8													1.4	1.1
湯沸室	1F	給湯室	4.5	4.5								2.4						
階段		階段	14.5			14.5						14.5					0.4	0.3
乾燥室	1F	乾燥室	6.4		6.4												1.9	1.5
浴室・脱衣室	1F	浴室及び脱衣室	11.5	11.5													0.7	0.6
合計			465.6	28.8	184.6	105.9	0.0	0.0	0.0	243.9	119.9	0.0	0.0	0.0			94.7	75.6

日常清掃作業内容（手稲沈砂洗浄センター・日単位）

別紙2-1

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 (回/日)
玄関ホール (玄関及びホール)	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	35.9	m ²	0.5
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、 ごみ収集及び金属部分除塵	35.9	m ²	0.5
事務室 (事務室、監視室、休憩 室、ロッカー室、乾燥 室)	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	105.1	m ²	0.5
事務室 (休憩室あがり場)	繊維床又は畳	除塵（畳の作業方法は繊維床に準じる）	9.7	m ²	0.5
事務室 (事務室、監視室、休憩 室、ロッカー室、乾燥 室)	床以外	ごみ収集	114.8	m ²	0.5
廊下（1F）	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	33.9	m ²	0.5
〃	床以外	ごみ収集	33.9	m ²	0.5
便所（女子便所・男子便 所）	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	12.8	m ²	1
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓 拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物 収集	12.8	m ²	1
湯沸室 (給湯室)	弾性床	除塵及び全面水拭き	4.5	m ²	1
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	4.5	m ²	1
浴室	弾性床、硬質床又は 木製床	洗浄又は除塵及び拭き	11.5	m ²	1
〃	床以外	壁・洗面台・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャワー金具等 拭き、ごみ収集、扉部分拭き、足拭きマット洗浄、脱衣 箱・脱衣かご拭き、消耗品補充、排水口ごみ収集			
ごみ運搬処理	1回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	28.8	m ²	1
〃	0.5回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	184.6	m ²	0.5

※別紙2-1中、「作業回数（回/日）」欄に「0.5」とある作業は2日に1回の周期で行うものとする。

日常清掃作業内容（手稲沈砂洗浄センター・週単位）

別紙2-2

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 (回/週)
廊下 (2F)	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	6.9	m ²	1
〃	床以外	ごみ収集	6.9	m ²	1
会議室・水質試験室	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	84.5	m ²	1
〃	床以外	ごみ収集	84.5	m ²	1
階段	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	14.5	m ²	1
〃	床以外	手すり拭き	14.5	m ²	1
ごみ運搬処理	1回/週清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	91.4	m ²	1

※「作業回数（回/週）」欄に「0.5」とある作業は2週に1回の周期で行うものとする。

定期清掃作業内容（手稲沈砂洗浄センター）

別紙3

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 回 (4年間)
玄関及びホール 事務室・会議室 (事務室、監視室、休憩 室、ロッカー室、会議 室、水質試験室) 給湯室	弾性床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	193.3	m ²	8
フリーアクセスフロア (電気室)	弾性床又は木製床	床洗浄・帯電防止ワックス加工（三層塗り）	119.9	m ²	4
廊下 (1F廊下、2F廊下)	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	36.1	m ²	8
階段	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	14.5	m ²	8
窓ガラス（低所）	仮設足場不要	洗浄（両面）	189.4	m ²	4
窓枠	仮設足場不要	洗浄 アルミ・ステンレス	75.6	m ²	4

※日常・定期清掃作業内容の「対象規模」欄に記載されている面積は、「建築保全業務積算要領 平成30年度版」第2編第4章に掲載されている歩掛り表の「単位」欄に係る面積を示している。ただし、「窓ガラス」については「片面の面積」、窓枠については「窓枠面積」を示している。

※年2回清掃を実施するものは7月及び1月、年1回実施するものは9月を目安に行う。
また、窓ガラス清掃は7月を目安に実施する。

湯呑茶碗洗浄業務内容

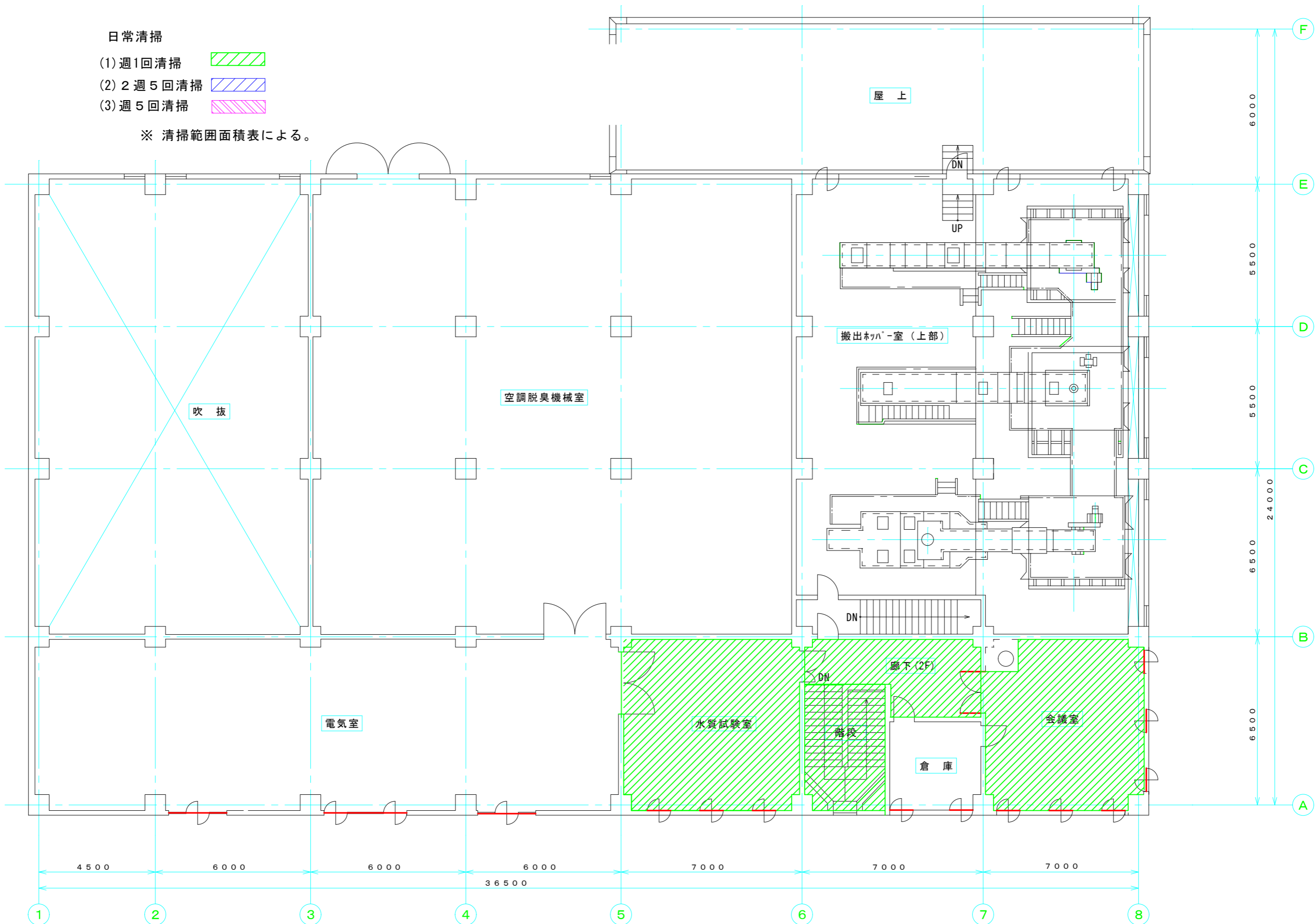
別紙4

作 業 内 容	対象規模	回／日
茶碗洗浄作業にあたっては、下記の事項に従って業務を実施し、常に良好な衛生状態を保つよう十分注意すること。	10 個	1
(1) 作業に従事する者は、所定の制服を着用し、作業開始前に手を消毒しなければならない。		
(2) 事務室等の茶碗等を回収し、適正洗剤で洗浄し、水洗いし、熱湯で消毒する。		
(3) 清潔維持のため、ラック、洗い桶、布巾、急須、茶こぼし、盆、茶がら入れ、ポット等を洗浄し、茶棚等の清掃を行う。		
(4) 洗浄終了後の茶碗等は、事務室へ運搬し、所定の場所に収納する。		
(5) 火気等を使用した場合は、ガスの元栓を閉め、火の取扱いには十分注意する。		

日常清掃

- (1) 週1回清掃
- (2) 2週5回清掃
- (3) 週5回清掃

※ 清掃範囲面積表による。



定期清掃

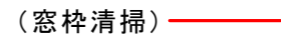
床磨き清掃 (年1回)



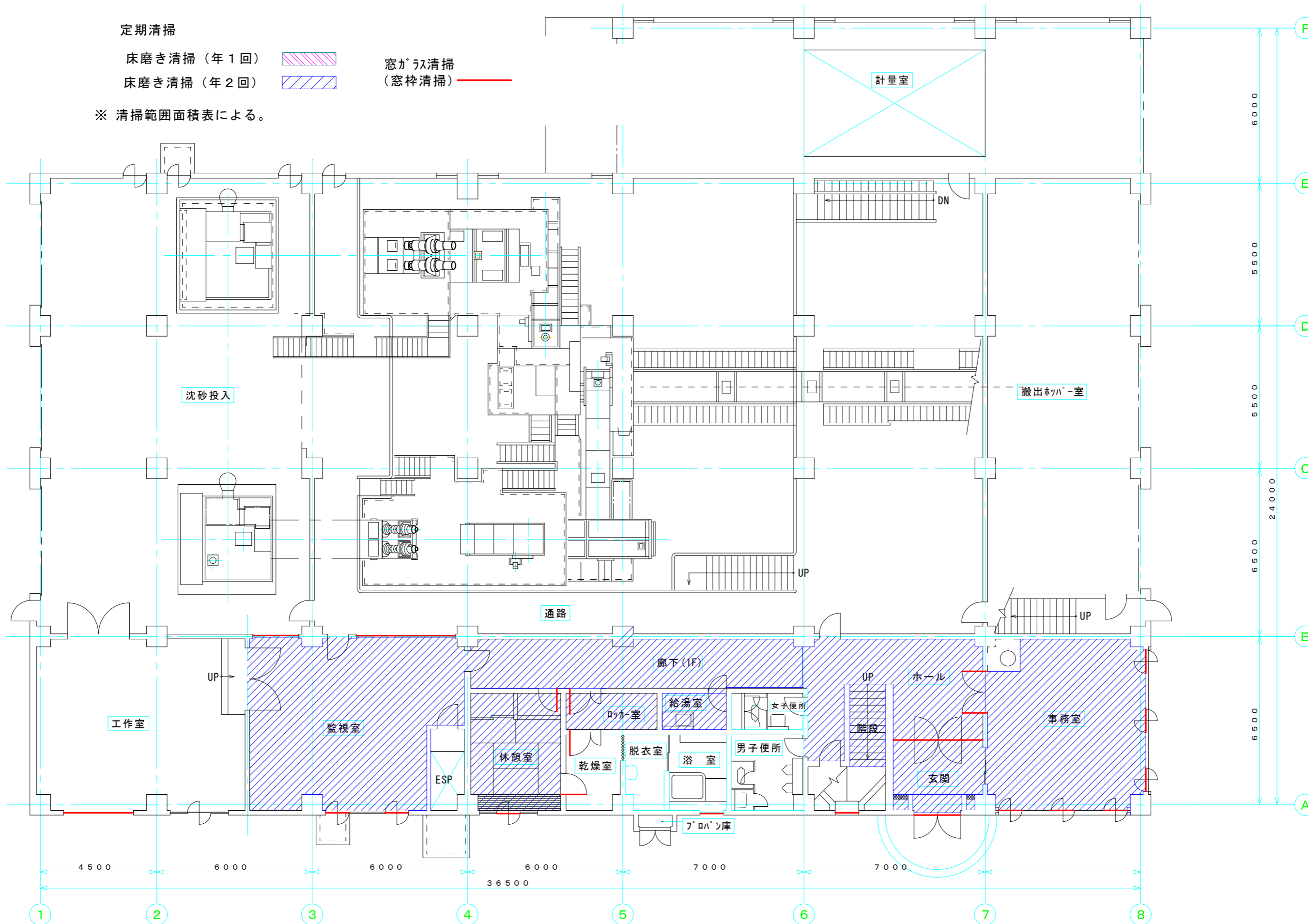
床磨き清掃 (年2回)



窓ガラス清掃
(窓枠清掃)



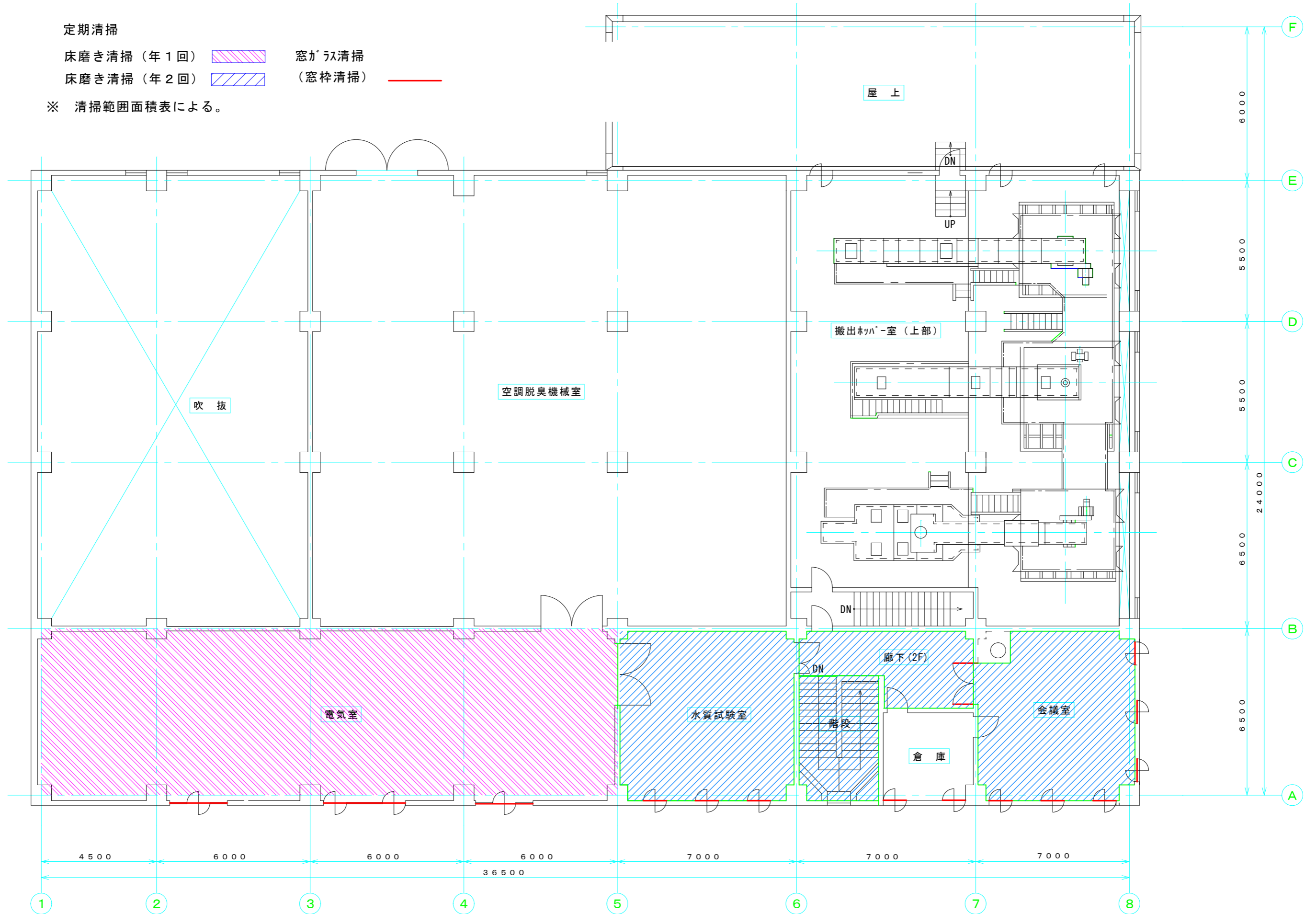
※ 清掃範囲面積表による。



定期清掃

- 床磨き清掃（年1回） 窓ガラス清掃
- 床磨き清掃（年2回） （窓枠清掃）

※ 清掃範囲面積表による。



手稲沈砂洗浄センター飲料用貯水槽清掃業務仕様書

(令和5, 6, 7, 8年度共通)

1 業務場所

手稲沈砂洗浄センター 手稲区手稲山口271番地5

2 貯水槽内訳

受水槽 有効容量 1.0m³

3 作業従事者の健康管理

作業従事者は常に健康状態に留意するとともに、水道法第21条及び水道法施行規則第16条により、定期的な健康診断(6か月ごとの検便)を受けること。また、健康状態の不良なものは作業に従事しないこと。

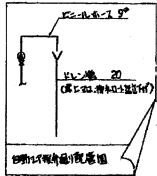
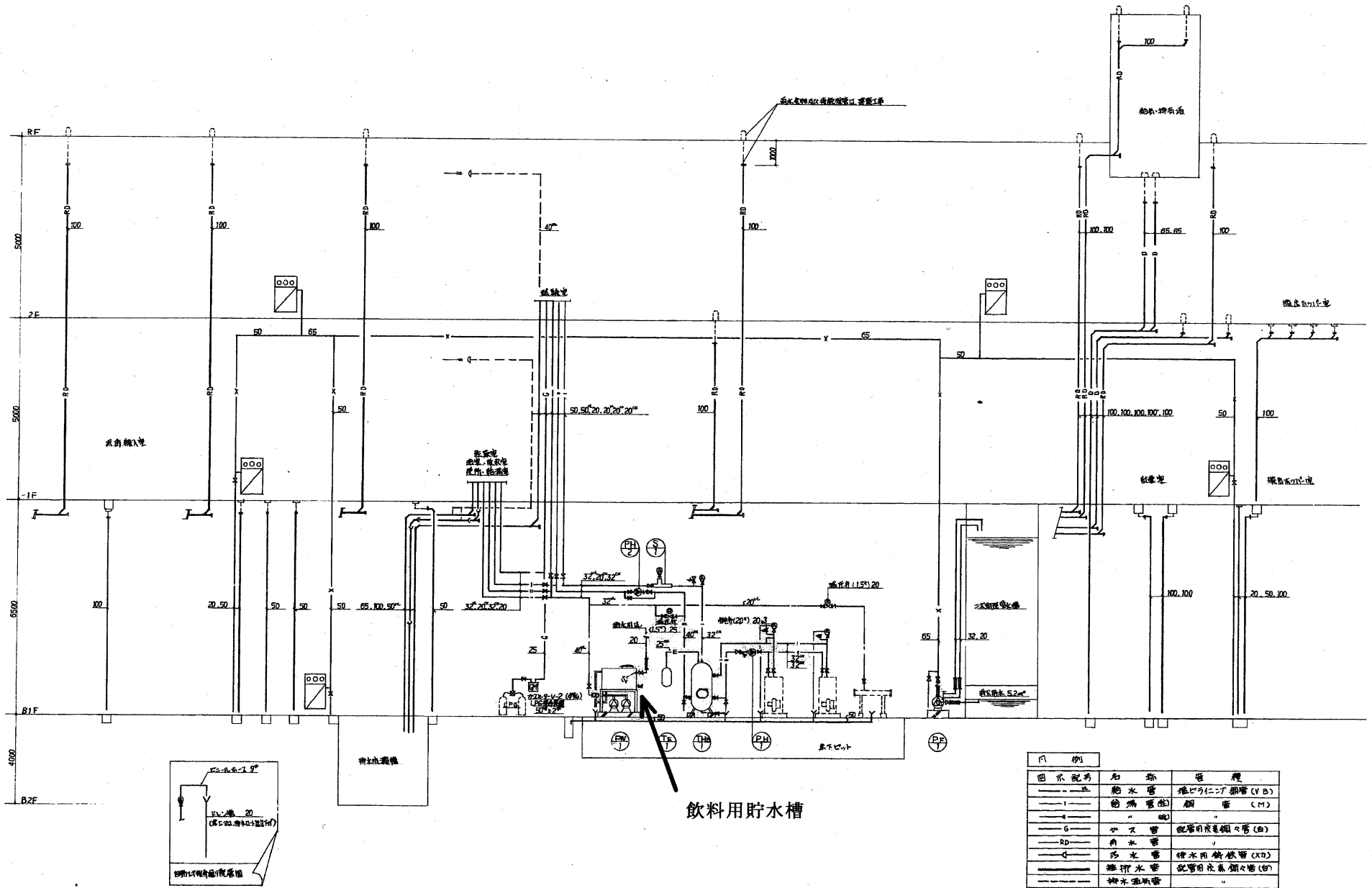
4 作業内容

委託業務の実施は以下の手順によること。

- (1) 槽周辺の清掃をすること。
- (2) 槽上部の清掃をすること。
- (3) 水道引込管、揚水管、吹込管及び排水管の弁を必要に応じて開閉すること。
- (4) 揚水ポンプ等で槽内の水を排水すること。
- (5) 槽内をきれいに洗浄し、その際には高圧洗浄機・タワシ等を適切に使用すること。
- (6) 槽内水分等をウェスできれいに拭き取ること。
- (7) 消毒は次亜塩素酸ナトリウム(有効塩素濃度50~100ppm)を噴霧し、必ず30分間以上放置した後、洗浄水で十分に洗浄すること。
- (8) 上記(5)、(6)、(7)を繰り返し、併せて2回行なうこと。
- (9) 消毒に用いた排水は、確実にタンク外へ排除すること。
- (10) 清掃作業完了後は、開閉した弁を元に戻し、必ず確認すること。また、槽のボールタップの位置を確認するなど、水位調整等の装置が適正に機能することを確認すること。
- (11) 水張りを行う際、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
- (12) 水張り終了後、各槽出口及び末端給水栓の飲料水について、遊離残留塩素、色度、濁度、味、臭気の5項目について水質試験を行ない、以下の基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。
 - ・遊離残留塩素：0.2ppm以上
 - ・色度：5度以下
 - ・濁度：2度以下
 - ・味：異常でないこと
 - ・臭気：異常でないこと
- (13) 各槽内部について清掃作業前、清掃作業完了後のそれぞれの写真を撮影すること。

5 注意事項

- (1) 作業衣及び使用器具は、貯水槽の清掃専用のものであること。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。
- (2) 作業は、給水タンクの清掃を先に行なうこと。
- (3) 作業時は、必ず排気ファン及び照明を使用し、事故防止を図ること。
- (4) 消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウムは、厚生労働省検定済の法定代用消毒薬医薬品の指定を受けたものを使用すること。



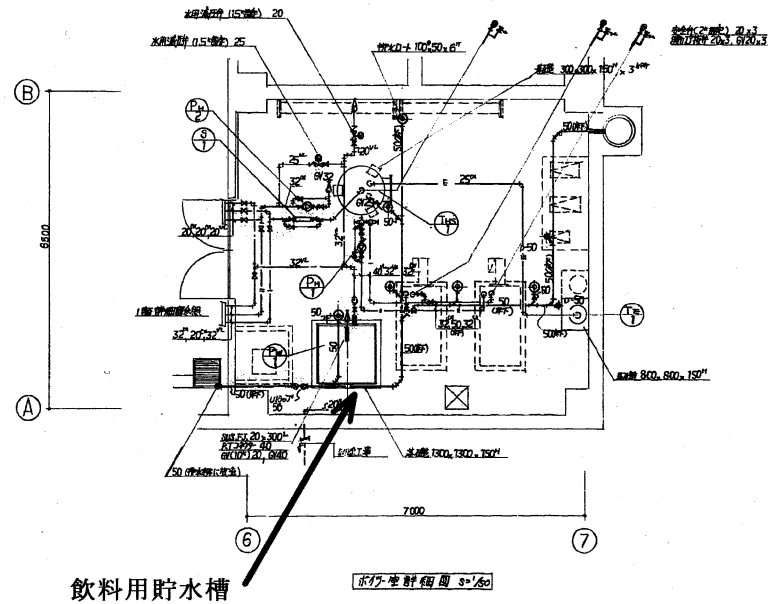
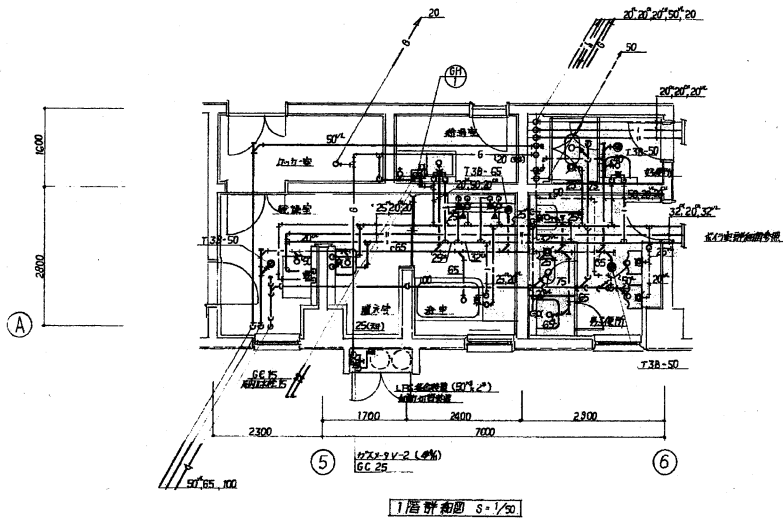
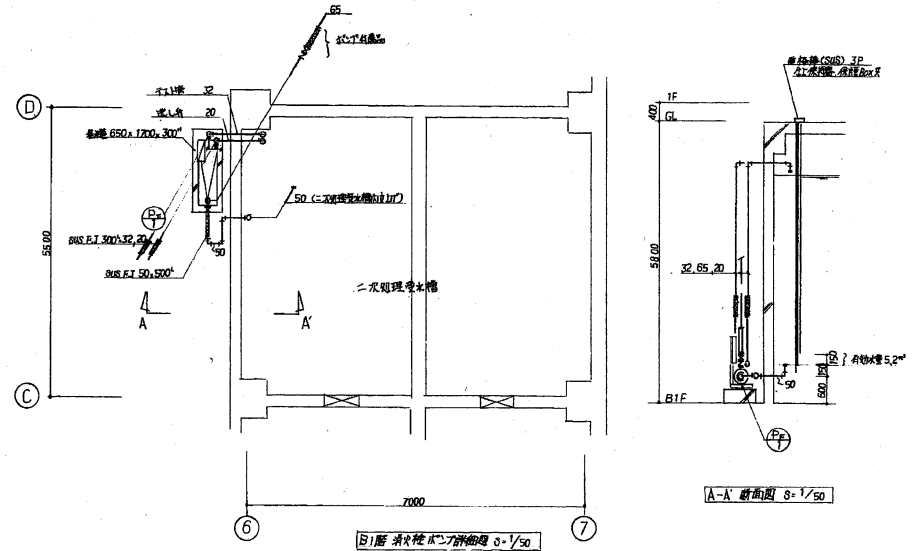
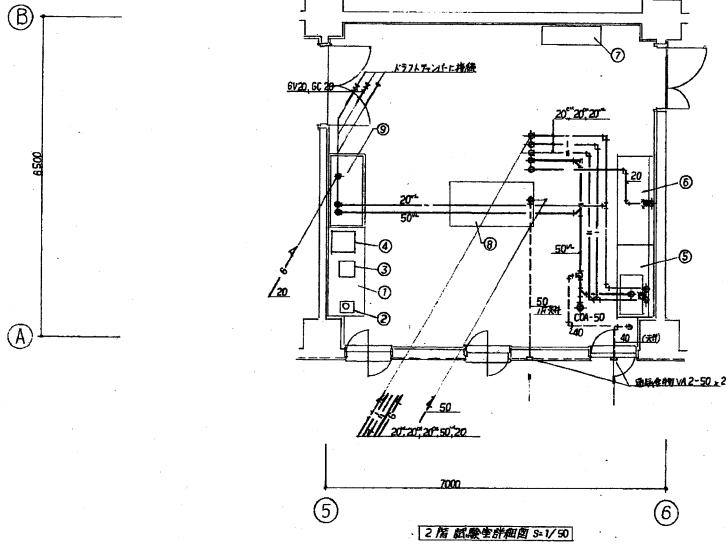
図示記号	名称	管 種
—	給水管	塩化ビニル管 (V.B)
—	給湯管	銅 管 (M)
—	"	"
G	ガス管	配管用鉄製鋼管 (G)
RD	雨水管	"
D	排水管	排水用鉄製鋼管 (K)
—	排水管	配管用鉄製鋼管 (G)
—	排水管	"
X	排水管	"
—	排水管	排水用塩化ビニル管 (V.D)

飲料用貯水槽

札幌市下水道河川局事業推進部

課長	保長	設計主任	製 図

役務名	手洗沈砂洗浄センター運転管理業務 (貯水槽清掃業務)	
図面名	衛生設備系統図	尺 度 NOSCALE



札幌市下水道河川局事業推進部

課長 保長 設計主任 製図

役務名 手稲沈砂洗浄センター運転管理業務(貯水槽清掃業務)

図面名 B1階・2階・ボイラー室詳細図

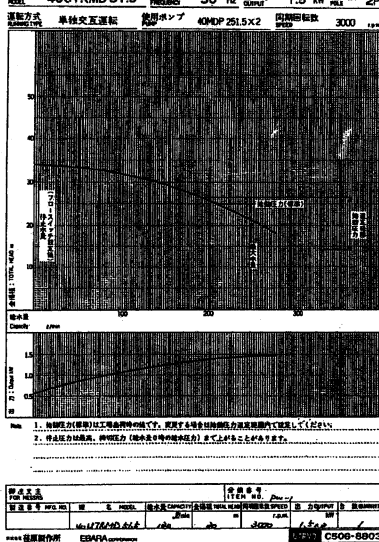
尺度 NOSCALE

冊 2 / 3

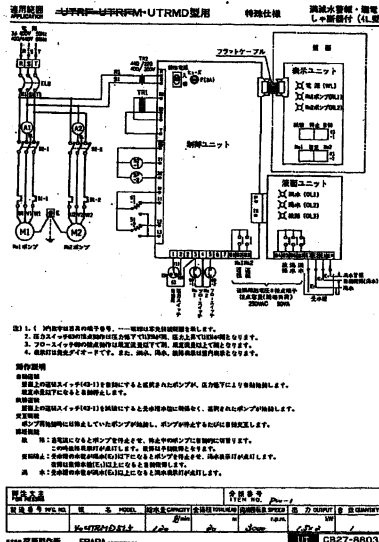
仕様表 SPECIFICATION

品名	型番	仕様	単位	数量	備注
40UTRMD51.5	40UTRMD51.5	40MP 25.5x2	台	1	
製造元	製造国	製造年	製造地	製造者	製造者
日立製作所	日本	2014	茨城県	日立製作所	日立製作所
品名	型番	仕様	単位	数量	備注
40UTRMD51.5	40UTRMD51.5	40MP 25.5x2	台	1	
製造元	製造国	製造年	製造地	製造者	製造者
日立製作所	日本	2014	茨城県	日立製作所	日立製作所

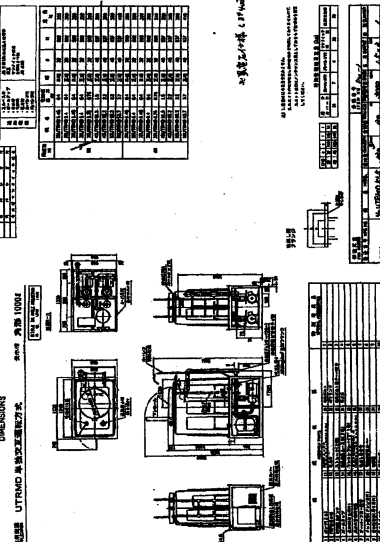
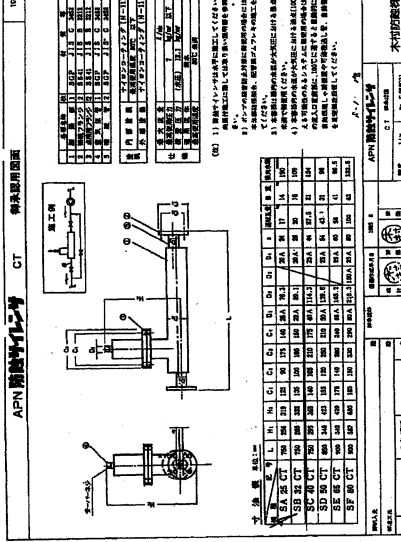
予想性能曲線 ESTIMATED PERFORMANCE CURVE



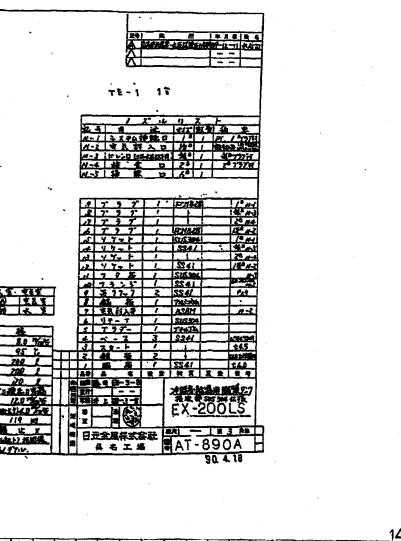
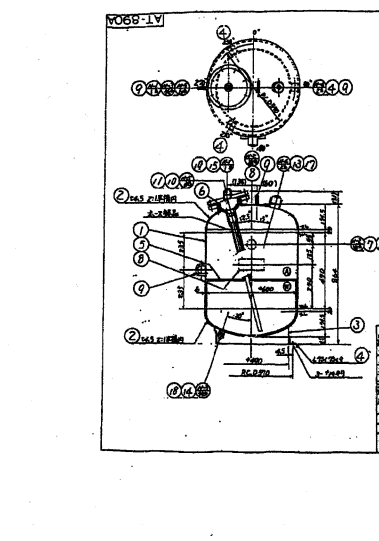
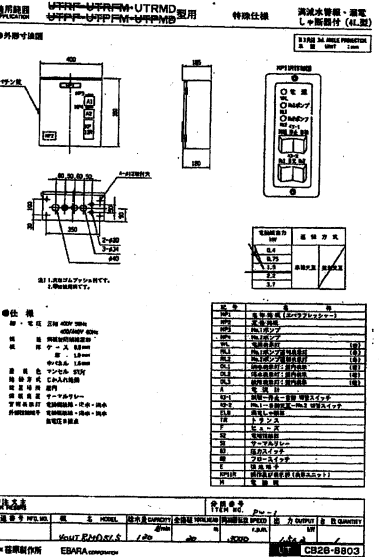
結線図 WIRING



制御盤 CONTROL PANEL



制御盤 CONTROL PANEL



課長	係長	設計主任	製図

役務名	手摺沈砂洗浄センター運転管理業務 (貯水槽清掃業務)
図面名	貯水槽ユニット詳細図
尺度	NOSCALE